

小児慢性特定疾病医療支援のご案内

子どもの慢性疾患のうち、特定の疾患については、治療期間が長く、医療費負担が高額となることがあります。小児慢性特定疾病医療支援は、児童の健全育成を目的として、疾病の治療方法の確立と普及、患者家庭の医療費の負担軽減につながるよう実施しています。

対象者

小児慢性特定疾病にかかっている18歳未満の児童等が対象です。
(ただし、18歳到達時点において本事業の対象になっており、かつ、18歳到達後も引き続き治療が必要と認められる場合には、20歳未満の方も対象とします。)

対象疾病

疾患群一覧

番号	疾患群	疾病例
1	悪性新生物	白血病 等
2	慢性腎疾患	ネフローゼ症候群 等
3	慢性呼吸器疾患	気管支喘息 等
4	慢性心疾患	心臓弁膜症 等
5	内分泌疾患	甲状腺機能亢進症 等
6	膠原病	若年性特発性関節炎 等
7	糖尿病	1型糖尿病 等
8	先天性代謝異常	アミノ酸代謝異常症 等
9	血液疾患	先天性血液凝固因子異常 等
10	免疫疾患	複合免疫不全症 等
11	神経・筋疾患	筋ジストロフィー 等
12	慢性消化器疾患	炎症性腸疾患 等
13	染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	ダウン症候群 等
14	皮膚疾患	眼皮膚白皮症 等
15	骨系統疾患	骨硬化性疾患 等
16	脈管系疾患	脈管奇形 等

小児慢性特定疾病の医療費等助成の流れ

小児慢性特定疾病 指定医を受診

小児慢性特定疾病の「指定医」に、「医療意見書」を記載してもらってください。

※自治体のホームページに「指定医一覧」が公表されています。

申請

申請書に「医療意見書」等の必要書類を添えて、市役所に申請してください。

【新規申請の場合の提出書類】

- ① 支給認定申請書
- ② 医療意見書(指定医が作成)
- ③ 受診者の保険情報が分かるもの
(資格情報のお知らせ、資格確認書)
(国民健康保険、国民健康保険組合の場合:受診者+世帯全員分)
- ④ 研究等への利用についての同意書(同意する場合のみ)
- ⑤ 申請者の本人確認書類(運転免許証などの顔写真付のもの)

※申請者は、受診者と同じ医療保険に加入している保護者です。

※その他必要な書類(該当者のみ)

- 国家公務員共済組合又は地方公務員共済組合の方
→ 同意書(国家:様式第11号の1、地方:様式第11号の2)
- 重症患者認定の申請をする場合 → 重症患者認定申請書
- 人工呼吸器等の装着者の場合 → 人工呼吸器等装着証明書
- 血友病A、血友病B、後天性免疫不全症候群の場合
→ 特定疾病療養受療証の写し
- 小児慢性特定疾病を起因とする身体障がい者手帳を所持している場合 → 身体障がい者手帳の写し
- 市町村民税が非課税の世帯で、特別児童扶養手当、障がい年金、遺族年金を受給している場合 → 金額がわかる書類の写し

審査会

月に1回の審査会にて、基準に該当するか、専門委員の医師による審査があります。

受給者証の交付

審査会で承認を受けた場合は、「小児慢性特定疾病医療受給者証」が交付されます。

小児慢性特定疾病 指定医療機関を受診

小児慢性特定疾病の「指定医療機関」を受診し、治療等を受けた場合に、医療費助成を受けることができます。医療機関等の窓口で受給者証をご提示ください。

※自治体のホームページに「指定医療機関一覧」が公表されています。

更新

受給者証の有効期間は、9月30日までに設定されています。引き続き受給者証の交付を希望される場合は、1年毎に更新の手続きが必要となります。

変更の届出

受給者証の記載内容に変更があった場合は、変更の手続きが必要となります。

【変更の手続きが必要な場合】

- 住所を変更した場合
- 加入している医療保険を変更した場合
- 疾病名の追加・変更をしたい場合
- 高額治療継続者に該当する場合 等

医療費助成

指定医療機関の窓口で「受給者証」と「自己負担上限額管理票」を提示すると、医療費助成を受けることができます。

- ◆ 自己負担の割合は、医療費の2割となります。
- ◆ 世帯の所得等に応じた医療費の自己負担上限月額が設定されます。

※受給者証に記載された疾病（およびその疾病に関連するとされる傷病）について、保険診療を受けた場合に医療費助成の対象となります。受給者証に記載された疾病以外の医療費等は対象となりません。

※「子ども医療費受給資格証」や「福祉医療費医療証」等、他の証書もお持ちの場合は、医療機関等の窓口において全ての証書を提示してください。

自己負担上限額表

階層区分	階層区分の基準		自己負担上限月額(患者負担割合:2割、外来+入院)		
			一般	重症※1	人工呼吸器等装着者
I 生活保護	生活保護法の被保護者等		0円		
II 低所得 I	市町村民税 非課税世帯	収入 ～ 826,500円	1,250円		
III 低所得 II		収入 826,501円 ～	2,500円		
IV 一般所得 I	市町村民税所得割額 0円 ～ 70,999円		5,000円	2,500円	500円
V 一般所得 II	市町村民税所得割額 71,000円 ～ 250,999円		10,000円	5,000円	
VI 上位所得	市町村民税所得割額 251,000円 ～		15,000円	10,000円	
入院時の食事療養費			食事療養標準負担額の1/2を自己負担※2		

※1:「重症」認定されるのは、次のいずれかに該当する場合です。

- ① 高額治療継続者:医療費総額が5万円/月(医療費の自己負担(2割)額が1万円/月)を超えた月が年間6回以上ある方
- ② 療養負担過重患者:重症患者認定基準に該当する方

※2:階層区分 I (生活保護)に該当する場合は、入院時の食事療養費の自己負担はありません。

■ 血友病またはこれに類する疾病にかかっている場合は、入院時の食事療養費も含め、自己負担はありません。

小児慢性特定疾病児童手帳

手帳を希望する方に交付します。

手帳の内容

- 目的と使用方法
- 本人・保護者・関係機関連絡先
- 緊急時に対応すべき医療情報
- 検査の結果
- 保護者からみた健康状態の記録
- 治療・相談・指導内容等の記録
- 学校等との連絡事項
- 疾病の概要

- 受診者に対して一貫した治療等を行うとともに、症状が急変した場合に、周りの方が直ちに医療機関等に連絡したり、かかりつけ医以外の診療に役立つよう作られています。
- また、学校生活等において、関係者が受診者の症状を正しく理解し、適切に対応していただくことができるようにするものです。

日常生活用具給付事業

日常生活の便宜を図ることを目的として、次の用具を給付しています。

給付用具一覧

※世帯の所得に応じて自己負担があります。

便器	特殊寝台	特殊尿器	頭部保護帽	紫外線カットクリーム	ストーマ装具(蓄便袋)
特殊マット	歩行支援用具	体位変換器	電気式たん吸引器	ネブライザー(吸入器)	ストーマ装具(蓄尿袋)
特殊便器	入浴補助用具	車いす	クールベスト	パルスオキシメーター	人工鼻 チューブ型包帯

お問合せ先 松江市役所 健康福祉部 障がい者福祉課(本庁⑮番窓口) TEL:0852-55-5945

訪問・相談

地区担当保健師による、お子さんの相談や家庭訪問等を行っています。

相談窓口	鹿島支所 市民生活課	八雲支所 市民生活課	八束支所 市民生活課
松江市役所 健康福祉部 健康推進課	〒690-0396 松江市鹿島町佐陀本郷640番地1 TEL:0852-55-5706	〒690-2103 松江市八雲町西岩坂355番地1 TEL:0852-55-5766	〒690-1493 松江市八束町波入2060番地 TEL:0852-55-5826
	〒690-0045 松江市乃白町32番地2 保健福祉総合センター TEL:0852-60-8154(橋北) 0852-60-8156(境南)	島根支所 市民生活課 〒690-0401 松江市島根町加賀1175番地1 TEL:0852-55-5726	玉湯支所 市民生活課 〒699-0292 松江市玉湯町湯町1793番地 TEL:0852-55-5786
	美保関支所 市民生活課 〒690-1313 松江市美保関町下字部尾61番地2 TEL:0852-55-5746	宍道支所 市民生活課 〒699-0401 松江市宍道町宍道885番地3 TEL:0852-55-5806	宍道健康センター 〒699-0405 松江市宍道町上来待213番地1 TEL:0852-55-5811

償還払い請求

申請してから受給者証が交付されるまでの間等、指定医療機関の窓口で受給者証の提示ができずに、公費負担分を一度自己負担で支払った場合は、償還払い請求を行うことができます。

- 医療費の3割を負担した場合
- 同じ月に支払った医療費の合計額が、自己負担上限月額を超えた場合
- 入院時食事療養費の自己負担額以上を負担した場合

【提出書類】

- ① 小児慢性特定疾病医療費請求書
- ② 領収書原本
- ③ 受給者証の写し

申請受付窓口・お問合せ先

松江市役所 こども子育て部 子育て給付課 給付係(本庁⑪番窓口)

〒690-8540 松江市末次町86番地 TEL:0852-55-5326 開庁時間:平日 8時30分～17時15分

◆申請書等の提出は、各支所 市民生活課でも受け付けています。